

年間安全衛生管理活動計画の作成の手引き

福井労働局 福井・敦賀・武生・大野労働基準監督署

ステップ1 「トップの基本方針」(安全衛生方針)の表明

1 ねらい

年間における安全衛生管理活動を展開していく上で、その出発点であり今後の進路を示すものが、経営トップが表明する安全衛生方針です。また、経営トップの安全衛生推進の熱意により、安全衛生活動の実行は大きく変わりますので、経営トップ自らの決意を全労働者に知ってもらうために記載します。

2 留意点

安全衛生方針は簡明でわかりやすい内容を書面で示すことが大切です。中小規模事業場においては、「機械災害を撲滅するため機械の安全化を進める」など最重要としている目標や「メンタルヘルス対策の実施」など全体に対する目標など方針の的をしぼるなどによって、より具体的な安全衛生方針を示すことが効果的であります。

なお、基本方針の決定においては、前年度の計画の達成状況や労働災害の発生状況を鑑みて、継続的に向上させることを考えましょう。

ステップ2 過去3年間の労働災害発生状況の把握

1 ねらい

安全衛生管理活動計画を作成するためには、まず、自らの事業場の労働災害の発生状況を把握しておくことが必要です。しかし、近年では労働災害が減少しているため、休業を要する労働災害はほとんど発生していない事業場も多くあります。このため、不休災害の欄を設けてありますので、休業は不要であったが応急手当や治療が必要であった災害も含めて把握することが大切です。

ハインリッヒの法則では、1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300のヒヤリ・ハット事案があると言われていますので、軽微な災害も含めて把握しましょう。

2 留意点

ヒヤリ・ハット事案の件数や応急手当が必要となった件数まで把握して発生状況とすることが最も効果的ではありますが、これらを漏れなく把握することは困難でありますので、不休災害の欄は打撲や火傷など医療機関で治療が必要となったが翌日以降仕事を休む必要はなかった労働災害のみ記載することとして差し支えありません。

労働災害発生状況の把握とは別に「安全衛生教育の実施」や「機械・設備の適正管理」の項目で「ヒヤリ・ハット報告制度の確立」や「ヒヤリ・ハット報告に基づく対策」などを計画事項に入れることも良いでしょう。

ステップ3 組織体制の整備

1 ねらい

安全衛生管理活動は事業場一丸となって推進することが重要ですが、その推進の柱となる体制の整備が必要です。具体的には、労働安全衛生法に定められている安全衛生委員会の構成・開催や総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、衛生工学衛生管理者、産業医など安全衛生管理業務を実施する責任者を再確認し、安全衛生管理に必要な役割、責任、権限を明確にすることが大切です。

2 留意点

規模や業種に応じて必要な総括安全衛生管理者等が選任されているか、変更が適切に行われているか、選任されている者が必要な責任と権限を与えられ、役割を果たしているか、確認しながら各管理者を記載してください。

第三次産業などでは安全管理者を選任する必要がない業種が多くありますが、近年は第三次産業で多くの労働災害が発生していますので、安全管理者を選任する必要がない業種でも、事業場の労働災害防止対策を具体的に実行する者として安全推進者の選任にも努めましょう。

ステップ4 メンタルヘルス対策の取組・治療と仕事の両立支援の取組

1 ねらい

仕事や職場の人間関係などに関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は60%前後となっております。

育児、介護、本人の疾病など支障が生じるような事情を有する労働者に関しては、その事情の発生時及びその継続期間中における離職の防止、就業・キャリアの継続、当該事情への対処（本人の希望等に応じた休業等の措置、当該休業等からの円滑な職場復帰、復帰後においても継続する就業に支障が生じるような事情に対する合理的な配慮等）を総合的かつ横断的に講じることが必要です。

この欄は、メンタルヘルス対策として最も取り組んでいただきたい項目の実施・取組状況を記載してもらうことで、事業場の実施・取組みを積極的に進めてもらうためのものです。

また、福井産業保健総合支援センターでは、治療と仕事の両立支援やメンタルヘルス対策など事業場が行うべき産業保健活動を無料で支援していますので、支援を希望する事業場は○を付すことで、福井産業保健総合支援センターから利用の案内も含め連絡をします。

2 留意点

現在の実施・取組み状況をありのままに記載して、不足している部分、追加して実施・取組みたい部分を把握していただくことが重要です。その上で、不足している部分、追加して実施・取組みたい部分を下の安全衛生管理項目別の具体的実施事項に加えていきましょう。

ステップ5 安全衛生計画の作成

5 - 1 前年度具体的実施結果と評価

1 ねらい

今年度の安全衛生管理項目別の具体的実施事項を設定する前に、前年度の各事項の実施結果

を見直して評価を行う必要があります。これは、十分に実施できた項目については、もう一段高い具体的実施項目を定めたり、別の具体的実施項目を定めたりすることができますが、実施が不十分であった項目は取組み方法を変えるなどして再度実施すべきであるからです。

前年度の安全衛生管理活動計画表を見ながら、前年度具体的実施結果の評価を行いましょう。

2 留意点

評価は A、B、C の 3 ランクで行い、安全衛生管理活動計画表の欄外の注 2 のとおり、すべて計画どおりに実施できた場合には A、一部の計画が未実施の場合には B、計画がほとんど未実施の場合には C と評価しましょう。

なお、今年度初めて作成する場合には、前年度具体的実施結果と評価の欄は斜線としましょう。

5 - 2 安全衛生管理項目別の具体的実施事項の検討

1 ねらい

事業場で安全衛生管理活動計画を作成する場合、トップの基本方針、業種、前年度の実施項目の達成状況、労働災害の発生状況などにより実施する分野は大きく異なります。本来は自らの事業場の実情に合わせて安全衛生管理項目から作成していくのが最も良いのですが、労働災害が増加している分野や安全衛生法令や指針などに基づく必要な分野の見落としがないように福井労働局においてあらかじめ安全衛生管理分野は記載してあります。記載済みの安全衛生管理項目ごとの具体的実施項目を定めて、必要な実施項目のものがいないようにします。

2 留意点

具体的実施事項では、まず、安全衛生管理項目別に「有資格者の増加」や「一般健康診断における有所見者を増加させない」などの項目別で具体的な目標を作成します。

次に目標に沿って、今年度実際に取り組む内容を計画事項に記載していきましょう。第三次産業などでは、「化学物質管理」や「機械・設備の適正管理」などの項目では対象がないかもしれませんが、その場合は斜線としましょう。ただ、第三次産業でも、刈払機や除雪機やフォークリフトや介護用リフトなどを使用している場合がありますので、記載すべき対象がないかは慎重に判断してください。

また、近年は高年齢労働者や経験年数 3 年以下の未熟練労働者や労働災害が増加していますので、定年後の再雇用など高年齢労働者がこれまでと異なる業務に就く場合の安全衛生教育については特に丁寧な教育訓練を実施したり、第三次産業など特に非正規労働者の比率が高い事業場においては、雇入れ時教育の確実な実施(特に年度途中の採用者への実施)について計画事項に取り入れてください。

なお、次年度の安全衛生管理活動計画を作成するときには、各項目と計画事項から実施結果を評価しますので、評価がしにくい目標は避けましょう。

5 - 3 実施担当者(部署)の検討

1 ねらい

事業場で年間通して具体的実施事項を着実に進めるために、安全管理者など一部の管理者や

担当者だけが担当すると、その管理者や担当者の繁忙などにより計画が滞ることがあります。また、逆に明確に担当者や責任部署を決めておかないと全く実行されずに1年間が経過することもあります。このため、各安全管理項目別又は具体的実施事項の計画事項別に、偏ることなく担当者や責任部署を決めておくことが大切です。

2 留意点

1年を通して具体的実施事項を進めますので、実施担当者を決める場合には、その実施すべき業務量に応じて、複数の担当者を選任しましょう。

5 - 4 年度スケジュールの検討

1 ねらい

定めた計画事項を確実に実施するためには、実施時期をあらかじめ定めて置き、その実施に向けて実施担当者は準備をし、管理者や経営トップは準備段階から進捗状況を確認することが大切です。このため、実際に実施する時期を定めて、年度スケジュールに記載し、実施担当者や関係部署と実施すべき時期が一目で分かるようにしておきましょう。

2 留意点

定期健康診断や年次点検など1年の特定の時期に実施する項目は、実施する月の欄に記載しましょう。

長時間労働者の面接指導や毎月新規採用がある企業での雇入れ時教育などは、全ての月で実施する場合があります。その場合には、全ての月に記載する方法、長矢印や横断欄などを用いて全ての月が対象であることを明記して1か所に記載する方法などがあります。

また、「冬季の通勤災害防止のための冬タイヤ交換点検」や「年次点検」や「雇入れ時教育」などは時期を失すると点検の効果がなかったり、労働安全衛生法違反となったりする場合がありますので、年度スケジュールの月別の記載では時期を誤らないように確認しながら記載しましょう。